

## 評議員・各種委員会委員・学術大会長の選出に関する内規

令和3年5月17日  
一般社団法人  
日本スポーツ理学療法学会制定

### 1. 評議員の選出

(目的)

第1条 本内規は、一般社団法人日本スポーツ理学療法学会（以下、「本学会」という。）定款第12条第2項、評議員選出規定第6条及び第7条に基づき、評議員選出に必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の資格)

第2条 本学会定款第4条に基づき、本学会の評議員はスポーツ理学療法学、スポーツ医科学およびその関連分野における研究業績を有する者とする。また、スポーツ理学療法学の啓発や普及活動、政策の提言ができる者とする。

(評議員候補者の推薦基準)

第3条 評議員選出規定第6条第2項、前条に基づき、理事会が定める必要書類は評議員候補者推薦書、同様式、研究業績書とし、その書類提出をもって評議員候補者とする。

2 必要書類には一定の推薦基準を設け、その詳細は別に定める。

3 前項の推薦基準に関わらず、同等の資格を有すると理事会で判断された者を評議員候補者とする。

(役員経験者の推薦)

第4条 本学会理事及び監事を1期（2年）以上務めた専門会員は前条に関わらず、評議員2名の推薦により評議員候補者とする。

### 2. 委員会委員の選出

(目的)

第5条 本内規は、本学会定款第38条、定款細則第6条、組織規則第5条、委員会運営規定第5条に基づき、各種委員会委員選出に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び委員長の選出)

第6条 委員は委員会運営規定第5条第2項に基づき、委員会担当理事が専門会員から任命し、理事会の承認を得る。うち1名以上は評議員から任命する。

2 委員により委員会を構成し、委員長は委員会運営規定第5条の通り、委員の互選に基づき、理事会が任命する。

3 委員会担当理事の役割は設立時の社員総会終結のときまで、委員会担当者（設立時評議員）が代行できるものとする。

### 3. 学術大会長の選出

(目的)

第7条 本内規は、本学会定款第4条、学術大会規定第5条に基づき、学術大会長選出に必要な事項を定めることを目的とする。

(学術大会長の選出)

第8条 本学会の学術大会長は理事から候補者を推挙し、複数候補者の場合は理事会の決議(理事による投票)により決定する。

2 学術大会長候補者は設立時の社員総会終結のときまで、設立時評議員から推挙できるものとする。

(学術大会長選出の時期)

第9条 学術大会長は開催年度の3年度前の理事会で決定する。

(内規の改廃)

第10条 本内規の改廃は、理事会の決議による。

附則

1 本内規は、令和3年5月17日より施行する。